

令和5年第1回長久手市議会定例会
追加議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第26号	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	市長公室

発委第1号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月21日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、長久手市議会の個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、長久手市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音

声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例(平成13年長久手町条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、

財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいも

のとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき又はその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会議務局又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、この条及び第38条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

この条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
この条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
この条第2項第 1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保 護のために必要がある場合で あって、本人の同意があり、 又は本人の同意を得ることが 困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び 第2項の規定に違反して 利用されているとき	第12条第5項の規定により 読み替えて適用する同条第1 項及び第2項（第1号に係る 部分に限る。）の規定に違反し て利用されているとき、番号 利用法第20条の規定に違反 して収集され、若しくは保管 されているとき、又は番号利 用法第29条の規定に違反し て作成された特定個人情報フ ァイル（番号利用法第2条第

		9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方

法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければな

らない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的の

ために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第

2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該公務員の氏名に係る部分を除く。）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合

において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定す

る期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施

する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 公文書の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用の範囲内で次の表に定める額を負担しなければならない。

区分	単位	金額
複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき	白黒 10円 カラー50円
光ディスク（CD-R記憶容量70メガバイト）複写したもの	1枚につき	70円

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。

第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、

訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- （保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当

該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、長久手市個人情報保護審査会条例（令和4年長久手市条例第25号）第1条に規定する長久手市個人情報保護審査会（以下第50条において「個人情報保護審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意

見書が提出されている場合を除く。)

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条におい

て「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行うようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者に

も適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る廃止前の長久手市個人情報保護条例（平成16年長久手町条例第7号）（以下「旧条例」という。）第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条第1項若しくは第2項（旧条例第28条第2項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）、第28条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第44条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する長久手市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第44

条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルであつて同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第3条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(長久手市みんなでつくるまち条例の一部改正)

第4条 長久手市みんなでつくるまち条例(平成30年長久手市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報公開及び個人情報の取扱い)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 議会及び市は、<u>長久手市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年長久手市条例第 号)及び長久手市個人情報保護法施行条例(令和4年長久手市条例第24号)</u>の定め</p>	<p>(情報公開及び個人情報の取扱い)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 議会及び市は、<u>長久手市個人情報保護法施行条例(令和4年長久手市条例第24号)</u> _____ _____の定め</p>

<p>るところにより、保有する個人情報 を適正に管理するとともに、個人の 権利及び利益が侵害されることの ないよう、適正に取り扱わなければ なりません。</p> <p>3 (略)</p>	<p>るところにより、保有する個人情報 を適正に管理するとともに、個人の 権利及び利益が侵害されることの ないよう、適正に取り扱わなければ なりません。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(長久手市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 長久手市個人情報保護審査会条例（令和4年長久手市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）<u>及び長久手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長久手市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）</u> に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、長久手市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>議会個人情報保護条例第45</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。） _____ _____ _____</p> <p>に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、長久手市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関（長久手市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び議会に意見を述べることができる。

（審査会の職務権限）

第4条 審査会は、必要があると認めるときは法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び議会個人情報保護条例第45条第1項並びに第50条の規定により諮問をした議長（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の公開を求めることができない。

条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関（長久手市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）_____に意見を述べることができる。

（審査会の職務権限）

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関_____（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項_____に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の公開を求めることができない。

2 ~ 4 (略)

2 ~ 4 (略)

令和5年第1回長久手市議会定例会 議事日程 (案)

一般質問

順序	区分	氏名	日程 A 案	日程 B 案
1	代表	無党派の会 田崎あきひさ 議員	3月6日(月) 代表 6人	3月6日(月) 代表 5人
2	〃	芯政クラブ 岡崎つよし 議員		
3	〃	香流 なかじま和代 議員		
4	〃	公明党 木村さゆり 議員		
5	〃	みらい 野村ひろし 議員		
6	〃	改革ながくて 山田けんたろう 議員		
7	個人	ささせ順子 議員	3月8日(水) 個人 5人	3月8日(水) 代表 1人 個人 5人
8	〃	山田かずひこ 議員		
9	〃	伊藤祐司 議員		
10	〃	大島令子 議員		
11	〃	伊藤真規子 議員		
12	〃	富田えいじ 議員		
13	〃	わたなべさつ子 議員	3月9日(木) 個人 5人	3月9日(木) 個人 5人
14	〃	加藤和男 議員		
15	〃	さとうゆみ 議員		
16	〃	青山直道 議員		

令和5年第1回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第1号 2月8日		政党機関紙(赤旗)の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情	[Redacted]	



政党機関紙（赤旗）の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情

令和5年 2月 8日

長久手市議会議長 殿

陳情者

住所

氏名



陳情趣旨

新聞報道や市役所の知人らからの話によると、市庁舎内において共産党機関紙（赤旗）の配達、集金、勧誘が日常、行われているそうです。

そこには問題があると思いますので、市民として改善を求めます。

まず、市庁舎内管理規定では「許可証」が必要ですが、許可なしで配達員らが入り込んでいます。

共産党は、公安調査庁のHPによると「共産党を破壊活動防止法に基づく調査対象団体としています。」という政治団体であり、岸田政権も昨年12月、この立場を確認する答弁をしています。そのような政党の機関紙が市庁舎内で配達、集金、勧誘されているようでは、市民として安心して市役所に行くことができません。

悪しき慣習は断ち切るべきであると思い、以下の内容を陳情します。

陳情事項

1. 政党機関紙の市庁舎内での、勧誘、購読、配達の自粛
2. 市民の個人情報を守る為にも、市庁舎内管理規程を厳守し、許可証がない者の庁舎内の立ち入りを認めない。
3. 公務の中立性及びそれに対する住民の信頼を確保すべく、政党機関紙の購読を希望する職員がある場合、その配達場所を庁舎とすることを禁じ、自宅等庁舎外の場所を配達先として指定するよう通知することにより、市職員に周知、徹底すること。
4. 市議会議員は、議員としての優越的立場を利用して、市職員等に政党機関紙の購読を強制しないようにする。
5. 市議会議員が市職員に対し、政党機関紙の購読を求める行為は、パワー・ハラスメントに該当する可能性が高いため、そのような行為をしないよう市議会議員に対し周知徹底するとともに、その防止、対応のため庁内に相談窓口を開いて、個々の職員の職務に支障がないように適切な処置を講じる。



庁舎内における職員への政党機関紙の
勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

陳情書 添付資料

- ① **政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査**
川崎市
- ② **勧誘時に心理的圧力79%（金沢市調査）**
日刊紙 世界日報
- ③ **庁舎内の「赤旗」勧誘禁止（狛江市議会）**
産経新聞
- ④ **市管理職の8割購読（藤沢市、茅ヶ崎市）**
産経新聞
- ⑤ **市役所職員による告発（福島県内自治体）**
政経東北
- ⑥ **日本共産党の赤旗工作指示書（東京都）**
日本共産党内部文書
- ⑦ **わが党はハラスメントの根絶を掲げている政党だ。
この問題（パワハラ）をあいまいにしてはいけない。**
しんぶん赤旗

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※ 設問の趣旨に沿った回答を集計したもの

調査票配布件数 3,687件
 調査票回収件数 2,903件 (回収率 78.7%)

問1 本市の市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 1,154件 (39.8%)
 ない 1,715件 (59.1%)
 無回答 34件 (1.1%)

問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。
 市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというよう
 な圧力を感じたことがありますか？

		<単純集計値>
ある	891件 (77.2%)	897件 (72.6%)
ない	255件 (22.1%)	339件 (27.4%)

※ 括弧内の数は、問1で「ある」と答えた1,154件に対する割合を表す。

問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。
 その政党機関紙を購読しましたか？

		<単純集計値>
購読した	587件 (65.9%)	635件 (62.4%)
購読を断った	320件 (35.9%)	383件 (37.6%)

※ 括弧内の数は、問2で「ある」と答えた891件に対する割合を表す。

問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。
 購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？

		<単純集計値>
ある	139件 (43.4%)	169件 (37.2%)
ない	181件 (56.6%)	285件 (62.8%)

※ 括弧内の数は、問3で「購読を断った」と答えた320件に対する割合を表す。

問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。
 その時の職位についてお聞きします。(複数回答可)

		<単純集計値>
係長級	548件	682件
副主幹	253件	301件
課長級	256件	296件
部長級	56件	62件
局長級	7件	10件

※ 重複回答及び無回答があるため、各設問中の割合の合計は100%にならない。

※ <単純集計値>の数値は、チェックされている箇所すべてを集計したもの。

上記は、川崎市が機関紙勧誘に関する市職員アンケートを実施したもの(2003年)。77.2%が勧誘時に圧力を感じていた。調査を受けて現在は、最小限の政党機関紙を公費で各党平等に購読し、執務室での個人購入は禁止にする等、状況は改善されているという。

世界日報

発行所
世界日報社

本社
東京都中央区日本橋茅場町
1-5-2-5階
郵便番号 103-0025
電話03(3476)3411
FAX03(3476)3426

郵便部付口 0017 6 4066
世界日報社 2019

台湾との貿易・技術提携・投資相談
遠東国際貿易株式会社
代表取締役社長 林 不 繼
本社 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-2-5 階
支店 台北、香港、シンガポール、上海

03(3941)0082
FAX03(3941)0032

世界日報HP
http://vpont.jp
http://www.worldtimes.co.jp
購読のお申し込み
電話0120(72)1709
FAX0120(76)6043

金沢市、幹部職員に政党機関紙調査

金沢市は2月19日から28日まで、課長補佐級以上の一般職667人に対して、市議から庁舎内で政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか、などを尋ねる無記名調査を行い、このほど結果を公表した。山野の義市長が調査に踏み切ったのは、平成28年3月以降、全市議に「政党機関紙の購読勧誘に当たって公務の中立性・公平性を保つための配慮を求める文書(以下、文書)」を通過したものの、一向に改善の兆しが見られなかったため。金沢市の場合、該当する機関紙は共産党「しんぶん赤旗」と社民党の「社会新報」である。

政党機関紙の購読・配付行為は行政等管理規則で禁じ、「物品の販売」に当たる。だが、長く庁舎内での機関紙配付・配達が慣例として看過されてきたが近年、各市で是正措置を求める動きが出てきている。

金沢市が実施した質問は、
①これまで市議から庁舎内で政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか
②「ない」は314人(58%)、「ある」と回答したうち、「勧誘の際に心理的圧力を感じた」と答えたのは171人(79・8%)に上った。この問題は、平成27年6月



山野の義市長



坂本泰広市議

市長、市議らに改善要請へ

議会では、坂本泰広氏(自民)が「全国各地の市役所庁舎内で、政党機関紙の購読の勧誘・集金・配布が議員、元議員によって行われている実態がある」ということを「存じか」と質問したこと端を発する。山野市長は「本市の正確な状況は把握していない」と答弁。9月議会でも「調査までは実施しない」としながらも、翌年2月から毎年、市長名で議長を通じて全市議に「文書」を通過。今回、調査



議員への政党機関紙調査が行われた金沢市役所

667人のうち537人が回答。「市議に庁舎内で政党機関紙の購読勧誘を受けたか」との問いに「ある」と答えたのは217人(40・4%)

以上、議員の87%以上の購読勧誘が判明。購読者の約85%が議員からの勧誘によるもの、うち45%の人が圧力を感じ、しかもその全員が「断りにくい」と感じていたと云えた。合わせて、市議に届いたある職員の手紙を読み上げた。「大学に通う子供を抱えているのに、無駄な支出が増えるの、無意味な支出が増えるの、彼らが反対している家庭ごみ有料化よりもはるかにお金がかかります。家庭ごみ有料化でこみは減るが、政党機関紙はこみを増やすだけです。さらに、議員の個人名、そして複数の政党機関紙名を挙げた上ではっきりと「バワハラを受けている」という悲痛な訴えを紹介した上で、坂本市議は「3254人の本市職員を守るのは、山野市長、あなただけ」と追ったのである。

これに対して山野市長は「心理的圧迫を受けた職員に対して、私の立場からすると申し訳ないと、心からお詫ひを申し上げたい」「これが事実ならば、市長や職員に対する冒涇であり、議長や会派の会長に対する蔑み」と強い嫌悪感を露さなかった。調査実施までにはこうしたやりとりがあったのである。

「私になにもしなければ、不作為のバワハラ」とまで述べた市長は今月下旬、購読勧誘に関する配慮を求める文書を出す。毎年、共産党は3月末の役所の人事発表時に合わせて新聞の新規購読や継続に向けて組織的な積極「工作」を行う。事態の改善はなるの

NEWS クローズアップ

庁舎内の「赤旗」勧誘禁止

狛江市「政治的中立疑われる」

狛江市役所庁舎内で共産党所属の複数の市議が市職員に対し党機関紙「しんぶん赤旗」の購読勧誘や配布、集金をしているとされる問題が19日、市議会総務文教委員会で審議された。市総務部長は、長年慣習として行われてきたと認め、「(市の)政治的中立が疑

われかねないので、庁舎内での勧誘、配布、集金は原則禁止しなければならないと考えている」と述べ、今後職員らに徹底させると明言した。

この日、市職員に対する「しんぶん赤旗」の勧誘状況などを市に実態調査するよう求めた市民の陳情を審議した。辻村智子市議(自民)が独自の調査結果として、20年以上前から共産党による庁舎内での勧誘や配布、集金が行われてきたと複数の管理職らが証言していると指摘。一特に人事異動の際に勧誘が強くなり、職員は立場上(市議から)勧誘を断れない実態があ

る」と述べた。

市総務部長は「慣習もあり、個人の契約に基づいて集金が行われていると解釈してきた」と説明。その上で、「庁舎内での行為は政治的中立を市民に疑われか

ねない。今後こうした行動は遠慮してほしいし、職員にも指示していきたい」と述べた。

実態調査を求めた陳情は採択されず継続審議となった。

産経新聞 (P23 東京版)

平成30年6月20日付

神奈川

横浜総局

T231-0015
横浜市中区尾上町
6-87-3

☎045-681-0921(代)
FAX 045-224-6656
yokohama@sankel.co.jp

広告 03-3275-8662

購読申し込み

0120-70-3034

配達・集金

0120-34-4646

紙面・記事

0570-046460

Web

http://www.sankel.com/
region/region.html

あすのこよみ

(30日)
旧4月16日
〈先勝〉



月出	14:46
日出	4:28
日没	18:50
月入	19:20
月入	4:34
満潮	4:07
干潮	11:25
干潮	23:43
大潮	(東京)

共産市議の赤旗勧誘 藤沢・茅ヶ崎で禁止陳情採択



藤沢市役所では政党機関紙の勧誘などが禁止された

言葉巧みに持ちかけ 市管理職の8割購読

しんぶん赤旗 昭和3(1928)年に創刊された日本共産党中央委員会が発行する日本語の日刊機関紙。日刊紙のほかにも別建ての日曜版「しんぶん赤旗」や視覚障害者向けとして、点字「しんぶん赤旗」などもある。



茅ヶ崎市役所内での政党機関紙の勧誘などの禁止を求める陳情が市議会で採択された

全国の自治体で「タブー」とされてきた共産党の地方議員による自治体職員に対する同党機関紙「しんぶん赤旗」の購読勧誘問題。県内で今年に入り、藤沢市議会と茅ヶ崎市議会で相次いで、市庁舎内での購読勧誘・配達・集金を行わないよう求める陳情が採択され、市職員が管理職に昇進した際、言葉巧みに購読勧誘を持ちかけるなど、議員の立場を利用した「手口」も明らかになってきた。庁舎内での赤旗勧誘を問題視する動きは全国規模で拡大しつつあるとみられ、両市の取り組みに注目が集まりそうだ。

タブー破り全国規模で問題視

2月23日午前、藤沢市議会の委員会室には市民ら10人が詰めかけ、ある陳情の審議を固唾をのんで見守っていた。昇進をきっかけに陳情の内容は、市庁舎内での政党機関紙の勧誘・配達の禁止のほか、市職員が購読を強制され、拒否した場合でも不当な嫌がらせを受けないように相談窓口の設置を求めたもの。赤旗の場合、購読料は日刊紙で年間約4万2千円、日

2月23日午前、藤沢市議会の委員会室には市民ら10人が詰めかけ、ある陳情の審議を固唾をのんで見守っていた。

昇進をきっかけに陳情の内容は、市庁舎内での政党機関紙の勧誘・配達の禁止のほか、市職員が購読を強制され、拒否した場合でも不当な嫌がらせを受けないように相談窓口の設置を求めたもの。

赤旗の場合、購読料は日刊紙で年間約4万2千円、日

市側は「共産市議らにより、勤務中や昼休み中に集金が行われている」と現状を報告。審議では、公明市議の独自調査として、管理職に昇進した市職員をターゲットとして、共産市議らが「昇進おめでとうございませう。つきましては赤旗を購読していただけますか」と言葉巧みに勧誘していたという。その結果、約500人の管理職のうち、

「出前駄目」に疑問 茅ヶ崎市議会でも3月、同様の陳情が提出された。同日16日の総務常任委員会では、市庁舎内で物品販売などを行う場合、庁舎内管理規則に基づき市の許可を受ける必要があるが、「機関紙の勧誘など」については対象外だった(市当局)と説明した。

採決では「(陳情は)赤旗購読をやめさせる攻撃だ。政治活動を制限することになり、断じて許すことはできない」と反論するも、採決では4人が賛成し、反対は共産党を含む3人にとどまり、愚言了承された。

7〜8割は赤旗を購読しているとの実態が「暴露」された。その上で「管理職になれば(共産市議と)良好な関係を保ちたい」との思いを抱き、断りたくても断れない状況だ。市は放置すべきではない(公明市議)と追った。

共産市議は「(陳情は)赤旗購読をやめさせる攻撃だ。政治活動を制限することになり、断じて許すことはできない」と反論するも、採決では4人が賛成し、反対は共産党を含む3人にとどまり、愚言了承された。

共産市議は「(陳情は)赤旗購読をやめさせる攻撃だ。政治活動を制限することになり、断じて許すことはできない」と反論するも、採決では4人が賛成し、反対は共産党を含む3人にとどまり、愚言了承された。

赤旗勧誘問題をめぐっては昨年、兵庫東加古川市や青森県むつ市でも発覚し、全国の自治体で慣例化しているとみられている。問題の端緒は、鎌倉市議会、共産市議らが市庁舎内で赤旗購読を勧誘する状況が30年以上継続していることが明らかになったことだ。

採決では自民党や公明党の会派による賛成と、共産党会派などによる反対がともに3人の同数となったが、委員長の判断で採決。1年以内に市に対して経過報告を求めるという。

端緒は実は鎌倉市 赤旗勧誘問題をめぐっては昨年、兵庫東加古川市や青森県むつ市でも発覚し、全国の自治体で慣例化しているとみられている。問題の端緒は、鎌倉市議会、共産市議らが市庁舎内で赤旗購読を勧誘する状況が30年以上継続していることが明らかになったことだ。

政経東北

匿名書簡を差し上げて誠に恐縮しておりますが、日本共産党関連の話ですので、情報漏れによる報復を避

資料

政経東北（平成29年9月号）「特集：政党機関紙『役所内勧誘』の実態」に掲載された、福島県内の市役所職員による投書

けたい事情がありますので、ご容赦
お願いいたします。

さて、貴誌（政経東北）7月号に掲載された記事「政党機関紙『役所内勧誘』の是非」を拝読しました。実は、私は福島県内の地方公務員（管理職）ですが、おそらくどの役所においても同様なことが行われていると思っておりますが、市町村議会においても他政党にまで売りつけていたとは驚きでした。

地方公務員への「しんぶん赤旗」販路拡大につきましては、日本共産党議員は、役所内で管理職に昇進した職員がいると、すぐにやってきて「しんぶん赤旗」の購読を迫ります。業務上の参考になるからと勧めますが、下手に断ると議員活動等で何らかの嫌がらせを受けるのではないかと思います。やむを得ず購読しているという実態です。さすがに、日刊版までとは言ってきませんが、党勢拡大を狙った日曜版の読者拡大が狙いです。これは公務員の弱みにつけ込んだ押し売り以外の何物でもありません。

日本共産党は弱者の見方といった

つも、公務員の弱みにつけ込んだ手法で自分のノルマを果たしているのでしょうか。しかも、日本共産党議員は、公務員の勤務時間中に職場にやってきて、勧誘、配達、集金を行っております。庁舎内の営業許可を取得しているかどうかは分かりませんが、政治的中立を求められる公務員に自らの政党機関紙を売りつけ活動資金にしているのです。個人の政治信条に反しても購読せざるを得ず、それが共産党の資金源になっていることは耐え難いと感じている公務員が大多数であると思われる。同記事の中、須賀川市役所は「福

利厚生」の一環として営業活動を認めているとのことですが、信じがたい容弁です。市役所も日本共産党の報復を恐れているのでしょうか。

2017年6月21日付の河北新報（社会面）に、青森県むつ市役所の管理職で「しんぶん赤旗」を購読している管理職は4割と報道されておりましたが、全国の都道府県庁、市区町村役所の本庁については、8割を超えているのではないかと印象です。それくらい我が職場における日本共産党の押し売り営業はひどいものがあります。

4月異動の対策と実務処理について (案)

2002・3・19
都庁委員会機関紙部

1、4月幹部異動規模と特徴

2、管理職異動工作について

- (1) 退職及び本庁舎から出先転出読者 → 継続工作 (自宅、職場)
- (2) 出先職場から本庁舎転入者 → 拡大工作
- (3) 本庁舎内未読者 → 拡大工作
- (4) 本庁舎内異動 (ポスト異動) → ポスト自動切替 (機関紙部、出張所で処理)

上記内容で工作する。

3、管理職の定期異動に伴う読者の実務処理

(1) 読者の実務処理は、“カード”によらず“異動名簿 (都当局作成一別紙処理表参照)”をもとにコンピューター処理をおこなう。

- ① 事務局では、異動名簿をできるだけ早く入手出来るよう要請する。
- ② 党委員会は、この名簿に以下のチェックと記入をおこなう。

チェック —— H・N・議会と自治体の読者 (H) (N) (ギ)

新宿庁舎より外部へ異動する読者	(△)
新宿庁舎内部で他局に異動する読者	(○)
事業所から新宿庁舎内に異動する者	(□)
局内で異動する読者	(局)
新宿庁舎内の非読者	(非)

記入 —— (△) (□) (非) については、現職場の電話番号を記入 (党委員会)

- ③ 党委員会は、②の記入をした名簿 (別紙参照) を、すみやかに事務局に届ける。
- ④ この名簿にもとずき、(△) (□) (非) について議員に購読または継続の工作をしてもらう。
- ⑤ 工作の結果、読者または継続読者となった者については、事務局で、名簿にH、N等の記入をする。事業所または自宅での購読者となった者については、さらにカード化する。

なお、名簿上では、庁舎内での職場が不明確な場合 (例えば、福利厚生事業団や総務局OA指導担当など) は、職場個所を名簿に記入し、事業所の所在が不明確な場合 (例えば、公園協会、生涯学習文化財団等) は、具体的な職場をカードに記入する。

松崎いたる・板橋区 @italmatuzaki - 2022年8月26日
返信先: @haghag1203さん
だいぶ以前から公務員への赤旗拡大工作が組織的に行われています。

松崎いたる・板橋区 @italmatuzaki - 2019年12月6日
日本共産党が厚べい・廃棄を指示した内部文書——東京都庁の幹部職員に対する赤旗購読勧誘工作の実務指令書。
全国の役所内で毎年3月から4月の異動時期には同様の「工作」が行なわれています。

1. 1月異動時期の読者	2. 2月異動時期の読者
3. 3月異動時期の読者	4. 4月異動時期の読者
5. 5月異動時期の読者	6. 6月異動時期の読者
7. 7月異動時期の読者	8. 8月異動時期の読者
9. 9月異動時期の読者	10. 10月異動時期の読者
11. 11月異動時期の読者	12. 12月異動時期の読者

(上記)日本共産党内部文書(庁舎内職員への赤旗工作指示文書)及び(下記)赤旗の説明文は、元共産党議員の松崎いたる氏のツイッターより掲載
※内部文書原本のコピーにつき、不鮮明な部分があります。
管理職人事を事前に把握しての組織的勧誘がマニュアル化されています

「しんぶん赤旗」日刊紙を読みます

- 「しんぶん赤旗」とくに、日刊紙を読むことは、党员として希望をもって生きていく力の源です。日刊紙は、安倍政権の暴走、野党共闘、国民の運動など、政治・社会の真実、日本共産党の政策と活動を報じています。
- 日刊紙は月3497円(税込)です。家計が苦しくても、支部で相談して購読できるようにしましょう。電子版(同額)もあります。

申し込み

記者募集・見学会

主張とコラム

電話相談

キーワード

PRグッズ

PC スマホ

しんぶん赤旗電子版

Akahata digital edition

電子版のお申し込み

日刊紙が全ページ読める 過去1年分の検索ができる

いいね! 155 シェアする 5 ツイート LINEで見る

2022年11月15日(火)

田村政策委員長への言動

小池書記局長 パワハラと認め謝罪

「深刻な反省と自己改革が必要」

日本共産党の小池晃書記局長は14日、国会内で記者会見し、田村智子政策委員長に対して行った自らの言動について、同日の常任幹部会で自己批判、相互批判を行ったことを報告し、「会議での私の言動はパワーハラスメントそのものであり、あってはならないことだった。私自身の品性の上での弱点があらわれたと自己総括している。二度と再び繰り返さないために、深刻な反省と自己改革が必要だと肝に銘じている」と述べました。



(写真) 記者会見する小池晃書記局長＝14日、国会内

小池氏は会見で、問題の言動があった経緯を報告。全国地方議員・候補者会議(5日)での報告者を務めた小池氏が、報告で候補者の名前を間違えて発言し、司会の田村氏が間違いを訂正した際、小池氏が田村氏に近づき「訂正する必要はない。ちゃんと読んでいる」などと強い口調で叱責したと説明しました。

小池氏は、これが「パワーハラスメントそのものであり、あってはならないことだった」と自己批判するとともに、対応が遅れたとの指摘には、「自らたすことができず、批判が寄せられた結果、パワハラという認識に至った。時間がかかってしまったことも反省点として申し上げたい」と表明。常任幹部会で小池氏を党規約49条に基づく警告処分とすることが決定されたことを報告し、「警告処分は当然だ。全力で職務にあたっていきたい」と述べました。

小池氏は13日にツイッターに「威圧的な言動をとったことを深く反省」「田村さんには会議後に謝罪しました。ハラスメント根絶を目指す党の一員として、今後絶えず自己改革に努めます」と投稿していました。

記者との一問一答

記者会見での記者との一問一答は次の通りです。

記者 小池氏が間違っていたのに、それは違うと指摘したことがハラスメントなのか。

小池 そういうことではない。私の指摘が間違っていたことも問題だが、同時に、ああいう会議の場で強く叱責するような形で物を言った。田村さんの言ったことが仮に間違っていたとしても、会議の場であるように叱責するという態度自体が、パワハラの定義である「優越的地位を背景にした業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの」だ。二重の意味で誤っていたと言わなければいけない。

記者 共産党の体質だという指摘もあるがどうか。

小池 共産党の体質ということではなく、ひとえに私自身の重大な弱点があらわれたという問題だ。

記者 共産党の地方議員などからも批判の声があがっているが。

小池 わが党はハラスメントの根絶を掲げている政党だ。そういう点でやはり党员の中から批判の声が出るのは当然だと思う。党中央で重要な役割を担っている私のような者が、この問題をあいまいにしてはいけないと思っている。そういう点でも今回こういう形で全容について報告もさせていたし、処分という形できちんとけじめをつけるという対応がとられたということだ。

記者 書記局長と副委員長は上司、部下の関係にあるのか。

(案)

長久手市議会申合せ事項及び運営上の先例集

P 1 2 第 9 章 請願・陳情

4 個人情報の取扱い

請願・陳情の文書に記載された提出者の個人情報（住所・氏名）は、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 審査には個人情報が記載された文書の写しを使用する。傍聴者への資料配付及び市議会ホームページ、議会だより等への公開は、個人情報が見えないように加工して行う。団体名は、全て公開する。併せて提出された署名簿等については、全て非公開とする。
- (2) 本会議や委員会で請願・陳情を読み上げる際は、提出者（代表者）の住所は町名まで、氏名は名字までとする。団体名はそのまま読み上げる。署名簿等は署名者の総数のみを読み上げる。

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年2月21日(火)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 4 議案説明員について
- 第4 議案第1号令和5年度長久手市一般会計予算から議案第26号長久手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまで
(議案の上程、施政方針、提案者の説明)
- 第5 発委第1号長久手市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第6 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第7 同意案第2号長久手市公平委員会の委員の選任について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年2月22日(水)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第1号から議案第26号まで
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月6日(月)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(代表質問)

無会派の会

田崎あきひさ 議員

芯政クラブ

岡崎つよし 議員

香流

なかじま和代 議員

公明党

木村さゆり 議員

みらい

野村ひろし 議員

改革ながくて

山田けんたろう 議員

B 案

第1 一般質問

(代表質問)

無会派の会

田崎あきひさ 議員

芯政クラブ

岡崎つよし 議員

香流

なかじま和代 議員

公明党

木村さゆり 議員

みらい

野村ひろし 議員

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月8日(水)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

ささせ順子 議員

山田かずひこ 議員

伊藤祐司 議員

大島令子 議員

伊藤真規子 議員

B 案

第1 一般質問

(代表質問)

改革ながくて 山田けんたろう 議員

(個人質問)

ささせ順子 議員

山田かずひこ 議員

伊藤祐司 議員

大島令子 議員

伊藤真規子 議員

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年3月9日(木)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

富田 えいじ 議員

わたなべさつ子 議員

加藤 和 男 議員

さとうゆみ 議員

青山 直 道 議員

B 案

第1 一般質問

(個人質問)

富田 えいじ 議員

わたなべさつ子 議員

加藤 和 男 議員

さとうゆみ 議員

青山 直 道 議員

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年3月17日(金)午前10時開議

- 第1 議案第1号から議案第26号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

議案番号	件名
議案第15号	長久手市企業版ふるさと納税基金の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第16号	長久手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について
議案第17号	長久手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
議案第18号	長久手市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号	長久手市消防団条例の一部を改正する条例について
議案第23号	長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第25号	市道路線の認定について
議案第26号	長久手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年第1回臨時会会期日程（案）

月	日	曜日	開始時間	摘 要
5	11	木	10:00	臨時会
	12	金		予備日

5月2日(火)10:00 全員打合せ会（議案配付、議案説明）

令和5年第2回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和5年6月15日～7月7日 23日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	6月15日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	6月16日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	6月17日	土		休 会
第4日	6月18日	日		休 会
第5日	6月19日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	6月20日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	6月21日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	6月22日	木		休 会
第9日	6月23日	金	午前9時30分	常任委員会
第10日	6月24日	土		休 会
第11日	6月25日	日		休 会
第12日	6月26日	月		予 備 日
第13日	6月27日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	6月28日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	6月29日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	6月30日	金		予 備 日
第17日	7月1日	土		休 会
第18日	7月2日	日		休 会
第19日	7月3日	月	午前9時30分	予算決算委員会
第20日	7月4日	火		予 備 日
第21日	7月5日	水	午前10時	議会運営委員会
第22日	7月6日	木		休 会
第23日	7月7日	金	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

5月31日(水)午前10時 議会運営委員会

6月6日(火)午前8時30分から 6月7日(水)正午まで

一般質問通告受付

6月7日(水)正午

陳情書及び請願書等受付締切り

6月12日(月)午前10時

議会運営委員会

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）	別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）

【別記1】

改正後

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万6,000円	長久手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手町条例第3号）の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額					
副議長	43万円						
常任委員会 (予算決算 委員会を除 く。以下同 じ。) 委員	37万8,000円						

長及び議会 運営委員会 の委員長	
常任委員会 及び議会運 営委員会の 副委員長	37万3,000円
議員（議長、 副議長、常 任委員会及 び議会運営 委員会の委 員長並びに 副委員長を 除く。）	36万8,000円

改正前

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万5,000円	長久手市特別職の職員で常勤のもの給 与及び旅費に関する条例（昭和41年長久 手町条例第3号）の規定による市長に支給 する旅費の額に相当する額					
副議長	42万9,000円						
常任委員会 (予算決算	37万7,000円						

委員会を除く。以下同じ。) 委員長及び議会運営委員会の委員長	
常任委員会及び議会運営委員会の副委員長	37万2,000円
議員(議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長を除く。)	36万7,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(案)

令和5年2月21日

オンラインで委員会に出席する際の申合せ

長久手市議会委員会に関する条例第12条の2出席の特例につき、オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 安定した通信環境を確保すること及び音声認識システムの効果を最大限発揮できるよう音声発信機器の使用に努めるものとする。
- 2 会議前までに使用機器やアプリケーションのアップデート、再起動等、機器整備及び機器操作の習熟に努めるものとする。また、急な停電や災害有事に備え、使用機器の充電や予備電源を確保する。
- 3 原則として、会議の開議予定時刻の15分前までに、長久手市議会事務局との通信環境を確認するものとする。また、議案や請願等の採決を行う予定がある場合には、開議前にペーパーレス会議システム及びオンライン会議システムの双方を起動しておかなければならない。
- 4 委員長の議事整理権及び秩序保持権に係る委員会条例第8条及び第9条の規定は、オンライン会議システムを活用した会議においても適用されるものとする。
- 5 会議進行時（特に表決時）に通信環境や使用機器の不具合等により、オンラインで委員会に出席する委員（以降「オンライン出席委員」という。）の出席が明確でないときは、委員長は休憩し、復旧を待って会議を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧ができないときは、会議に諮って議事を進めることができるものとする。この場合においては、他の委員又はオンライン出席委員に発言を行わせるものとし、障害により発言できなかったオンライン出席委員の通信環境が改善された場合には、改めて発言を行わせるものとする。
- 6 オンライン出席委員がいる委員会時の表決は、通常の委員会と同様に、原則として挙手によるものとする。

- 7 会議室での出席時と同様に、オンライン出席委員がはっきりと認識できるようにして出席しなければならない。
- 8 オンライン出席委員が離席、早退するときは、オンライン会議システム上で音声またはチャット機能によって、議事進行を務める者にその旨を明らかにしなければならない。
- 9 バーチャル背景等、映像加工機能の使用について委員長から指摘があった場合は、指示に従わなければならない。
- 10 表決結果の宣告は、全員賛成・賛成多数等の結果の宣告のみとする。
- 11 委員長はできる限り招集場所とした会議室での出席を基本とするが、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席するときは、副委員長は招集場所とした会議室での出席に努めるものとする。
- 12 上記各項については、やむを得ない事情等により、あらかじめ議長または委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

長久手市議会映像配信業務運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市議会の会議の映像配信に関し、必要な事項を定める。

(配信内容)

第2条 映像配信する会議は、本会議及び委員会とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、配信しない。

- (1) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第115条第1項の規定により秘密会として会議が開かれたとき。
- (2) その他議長が特別の理由があると認めたとき。

(配信の方法)

第3条 映像はインターネットにより配信する。

(映像の種類)

第4条 配信する映像の種類は、次のとおりとする。

(1) 本会議

ア ライブ配信 撮影した映像をインターネット配信業者に送信し、無編集で配信するもの

イ 録画配信 ライブ配信した映像を録画し、映像の検索に必要な編集を加えたもの

(2) 委員会

ライブ配信 (1)アと同様とする。

(映像の配信)

第5条 映像の配信日は、次のとおりとする。

- (1) ライブ配信は、前条の各会議の開会から閉会までとする。
- (2) 録画映像は、本会議を開催した日の翌日から5開庁日以内で配信する。
- (3) 録画配信する映像は、該当年及びその前年4年間分とする。

なお、令和3年第2回定例会から録画映像配信システムの切替えたため、令和5年までは適用しない。

(映像等の内容)

第6条 映像等の内容は、次のとおりとする。

- (1) ライブ配信映像は、会議の映像及び音声を、会議の開催中に同時に配信する。ただし、議長又は委員長により配信することが適当でないと認められたときは、配信を中止又は停止することができる。
- (2) 録画配信映像は、会議において取消し又は訂正となった発言、個人情報等の特段の事情がある場合は、映像及び音声内容の一部を削除又は編集し配信するものとする。

(録画配信映像の検索)

第7条 録画配信映像の検索項目は、次のとおりとする。

- (1) 会議名検索
- (2) 発言者検索
- (3) 会派検索
- (4) フリーワード検索

(録画映像の改ざん防止)

第8条 録画映像の配信は、コピーガード機能を有するストリーミング配信とし、内容が改ざんされる恐れがないよう措置を講ずる。

(映像配信の中止等)

第9条 本要綱の規定にかかわらず、不測の事態、事故等が発生したときは、映像を配信しないことができる。

(著作権)

第10条 インターネット配信による映像情報の著作権は、長久手市議会に帰属するものとし、その旨をホームページ等に明示する。

(映像情報の位置付け)

第11条 インターネット配信による映像情報は、地方自治法及び長久手市議会会議規則（昭和48年5月11日議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページ等に明示する。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、インターネット配信の方法、内容及び編集に関して変更の必要が生じたときは、議会運営委員会において協議する。

附 則

この要綱は、令和5年2月21日から施行する。